

# 白山市景観計画 手続の手引き

〔宮前通りまちなみ重点地区〕

〔新町西町内まちなみ重点地区〕

平成 23 年 4 月

最終更新：令和 4 年 4 月

石川県白山市

## 目 次

<b>1. 手続きの流れ</b> . . . . .	<b>1</b>
<b>2. 美川宮前通り及び美川新町西町内まちなみ重点地区の区域</b> . . . . .	<b>4</b>
<b>3. 届出等が必要な行為</b> . . . . .	<b>5</b>
(1) 届出等対象行為 . . . . .	5
(2) 届出等の対象外となる行為 . . . . .	6
(3) 届出等対象行為の解説 . . . . .	7
<b>4. 景観形成基準の解説</b> . . . . .	<b>8</b>
(1) 景観形成基準 . . . . .	8
(2) 基準の解説 . . . . .	10
<b>5. 様式等</b> . . . . .	<b>12</b>
(1) 様式 . . . . .	12
(2) 添付図書 . . . . .	12
(3) 提出部数 . . . . .	13
<b>6. お問い合わせ・事前相談先</b> . . . . .	<b>23</b>

### <改訂履歴>

- ・ 2016 (H28). 4. 1 電気通信事業法の改正に伴う届出対象工作物の変更 (P. 5)
- ・ 2019 (R1). 5. 1 改元に伴う様式変更 (P. 19)
- ・ 2022 (R4). 4. 1 押印廃止に伴う様式変更 (P14~17、P. 19)

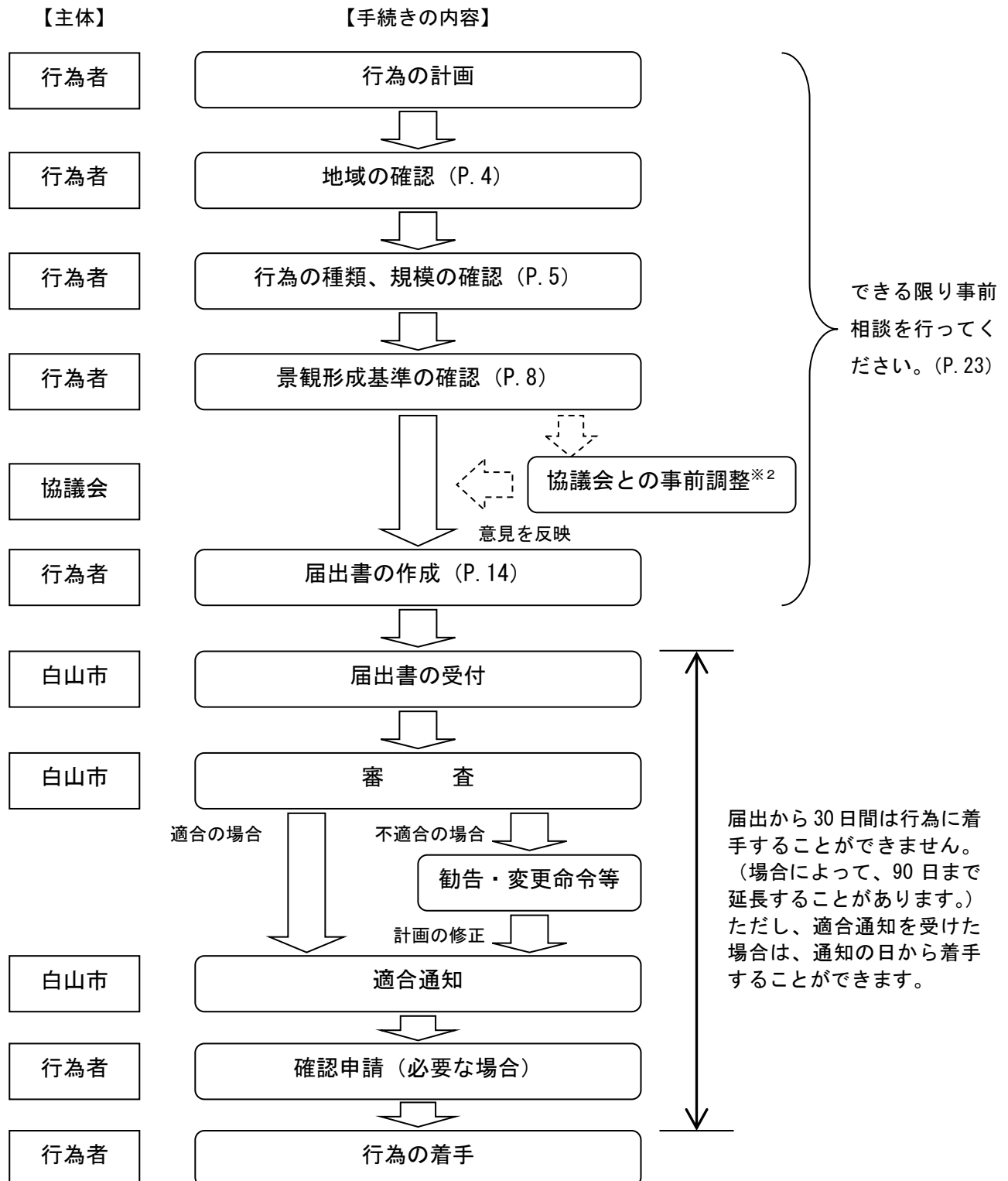
# 1

## 手続きの流れ

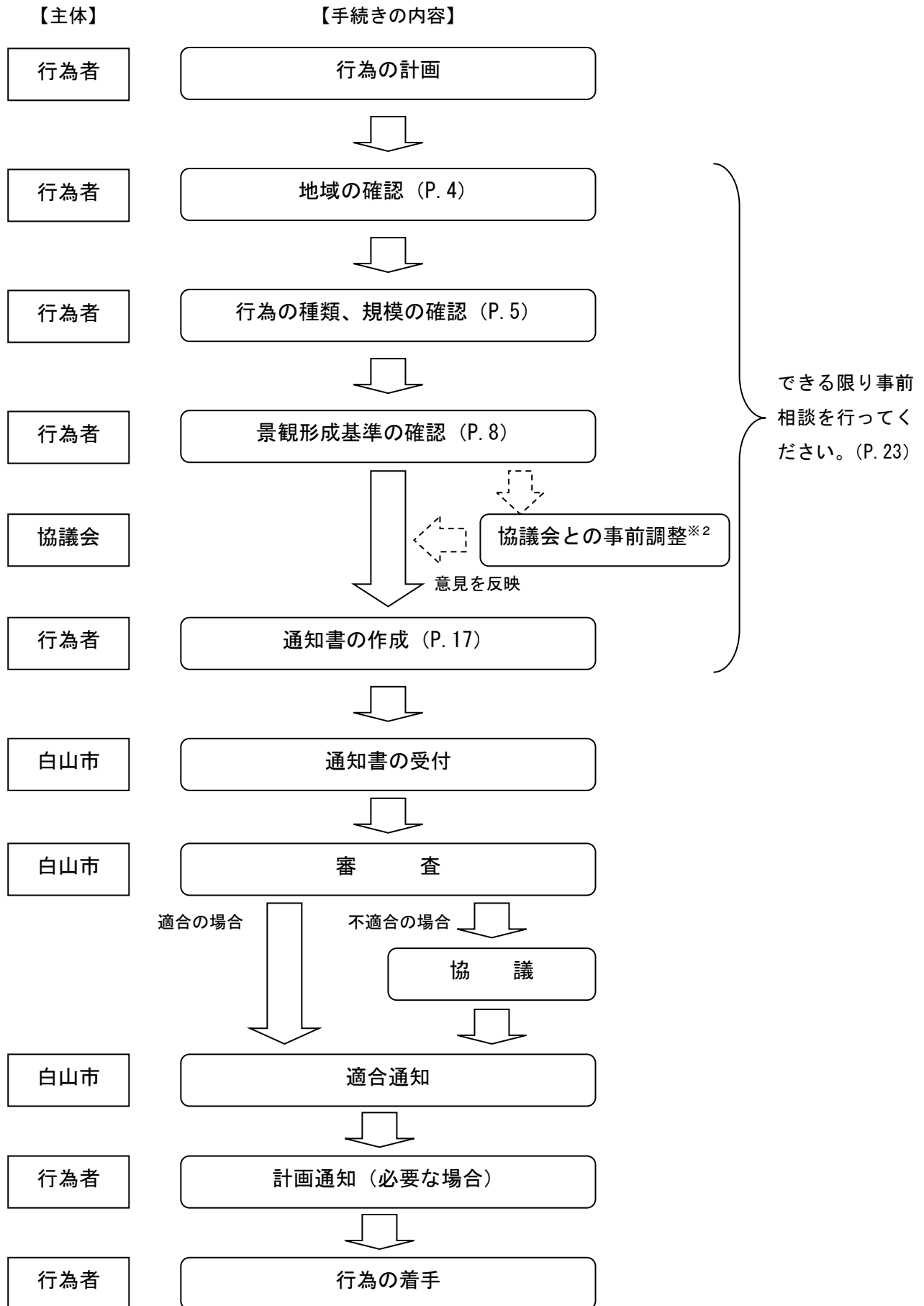
白山市景観計画の区域内では、地域に応じて、一定規模を超える行為をしようとする場合は、あらかじめ届出又は通知<sup>※1</sup>（以下「届出等」という。）が必要です。

※1 国、県又は、その他市町が行為を行う場合は通知となります。

### 1) 届出の場合



2) 通知の場合（行為者が国又は石川県の場合）

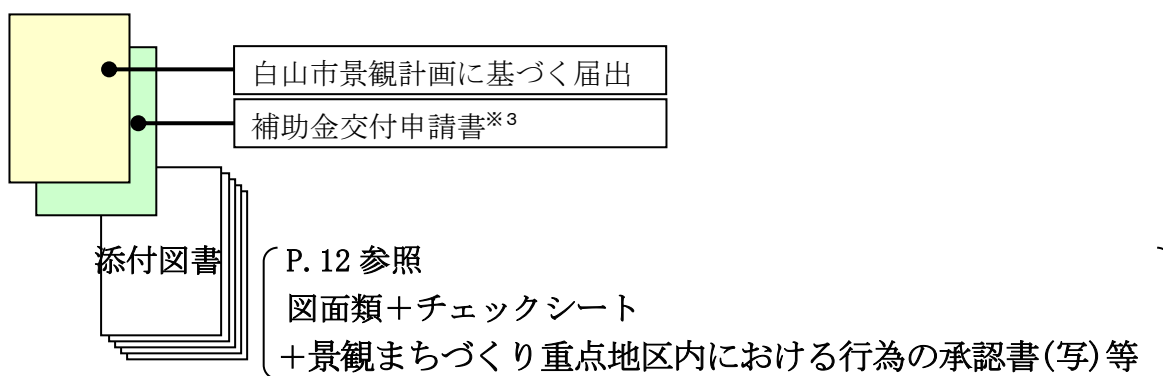


※2 協議会との事前調整：

重点地区内における行為については、事前に景観まちづくり協議会と事前調整が必要となります。

協議会に「景観まちづくり重点地区内における行為の承認申請書（別紙様式第1号）」と添付書類を提出し承認を得ていただきます。

3) 届出・申請等の申請イメージ



※3 補助金交付申請に際して

まちなみ景観形成基準に即して、新築、改築等をされる際は、「景観まちづくり事業」の補助金対象となり得ます。予め、都市計画課にご相談ください。

美川宮前通り及び美川新町西町内まちなみ重点地区では、かつては、北前船の寄港地として繁栄するとともに、石川県庁跡地があるなど、深みのある歴史・伝統・文化が存在した地区として、住民が主体となり、地域の特性を生かした独自の基準を定めています。

対象区域は、下記の区域です。

### 【まちなみ重点地区区域図】

- ◆ 美川宮前通りまちなみ重点地区
- ◆ 美川新町西町内まちなみ重点地区



※詳細の図面については、白山市担当課で閲覧できます。

#### まちなみ重点地区

本市の地域特性を生かし、伝統的住環境の保全及び新たなまちなみの創出を図ることにより、魅力あふれるまちなみの整備及び快適な生活環境を推進する地区を「まちなみ重点地区」として位置付けます。

## (1) 届出等対象行為

次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出等が必要となります。

行為の種類	届出等対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更（建築物の建築等）	すべて
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更※（工作物の建設等）	すべて
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）	開発面積が 1,500 m <sup>2</sup> を超えるもの

※工作物が建築物と一体となって設置される場合、地盤面からの合計高さを規定高さとする。

**新築（新設）**：敷地に建築物等を新たに造る工事  
**増築**：建築物等の床面積又は高さを増加させる工事  
**改築**：建築物等の全部又は一部を除却し、用途・規模・構造の著しく異ならないものを造る工事  
**移転**：同一敷地内において、既存建築物等を移動する工事  
**修繕**：既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法・材料により行われる工事  
**模様替**：既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法によるが、異なる材料により行われる工事

## 【届出等の対象となる工作物】

- ① 煙突
- ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお、架空電線路用、電気事業者の保安通信設備用除く）
- ③ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ④ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑤ 擁壁
- ⑥ 乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの
- ⑦ ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ⑧ メリーゴーランド、観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ⑨ コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ⑩ 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- ⑪ 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他処理施設
- ⑫ 築造面積が 300 m<sup>2</sup> を超える自動車車庫の用に供する立体的な駐車施設
- ⑬ 門、塀その他これらに類するもの

注：道路附帯施設（道路標識、街路灯など）は、工作物に含まれません。

(2) 届出等の対象外となる行為

(1) に掲げる行為のうち、以下のいずれかに該当するものは届出等の対象外となります。

1) 次の表に掲げる行為

行為の種類	根拠条項※
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	政令第8条第1項第1号
仮設の工作物の建設等	政令第8条第1項第2号
法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為	政令第8条第1項第4号イ
仮設の建築物の建築等	条例第12条第4項第1号
建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡以下のもの	規則第6条第3項第1号
建築物等の外観が変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10㎡以下のもの	規則第6条第3項第2号
工作物の新設、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の高さが、1.5m以下のもの	規則第6条第3項第3号

※ 法：景観法

政令：景観法施行令

条例：白山市景観条例

規則：白山市景観条例施行規則

2) 次の法令等による許可等を受けて行う行為

法令等	行為の種類	根拠条項※
自然公園法	国立公園内における公園事業の認可	規則第6条第1項第1号
	国立公園内の特別地域、特別保護地区における行為の許可	
	上記地域・地区において国等が行う行為の協議	
ふるさと石川の環境を守り育てる条例	自然環境保全地域の特別地域における行為の許可	規則第6条第1項第2号
	上記地域において国等が行う行為の協議	
	県立自然公園内における公園事業の認可	
文化財保護法	重要文化財の現状変更等の行為の許可	政令第10条第1項第3号
	重要有形民俗文化財の現状変更等の行為の届出	
	史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可	
	関係省庁の所管する重要有形民俗文化財等の現状変更等の行為の通知	
	関係省庁の所管する重要文化財等の現状変更等の行為の同意	
	重要文化財の修理の届出	規則第6条第1項第3号
	史跡名勝天然記念物の修復の届出	
重要文化的景観の現状変更等の行為に係る届出		



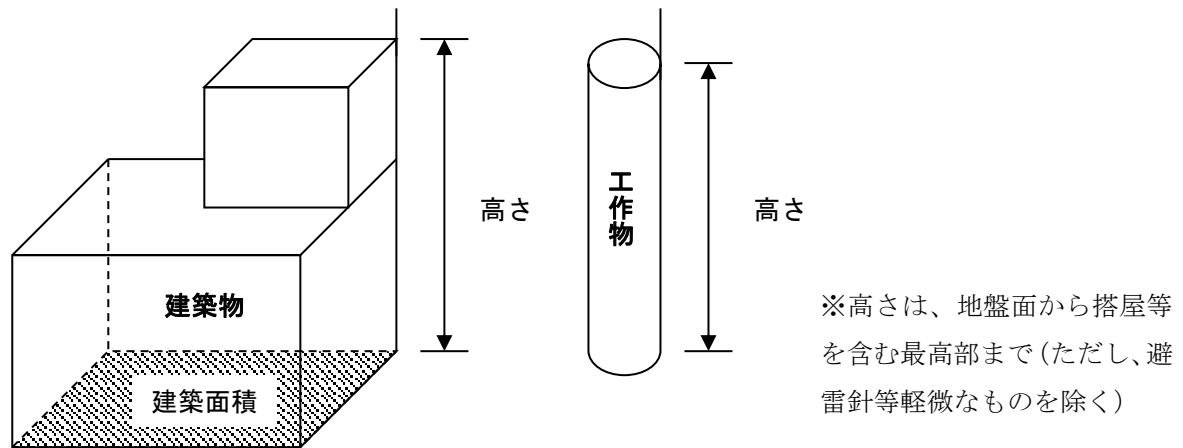
法令等	行為の種類	根拠条項※
石川県文化財保護条例	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可	規則第6条第1項第4号
	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の修理の届出	
白山市文化財保護条例	市指定有形文化財及び市指定記念物の復旧、修理又は保全の届出	規則第6条第1項第5号
	市指定有形文化財及び市指定記念物の現状変更の行為許可	
白山市伝統的建造物群保存地区保存条例	保存地区内における建築物等の新築、増築、改築、外観の変更等の行為許可	規則第6条第1項第6号
屋外公告物	屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例に適合する屋外広告物の表示等	政令第10条第1項第4号

### 3) 次に掲げる行為

- ・非常災害のための必要な応急措置として行う行為（法第16条第7項第2号）
- ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（政令第8条第4号イ）
- ・その他景観法第16条第7項に掲げる行為

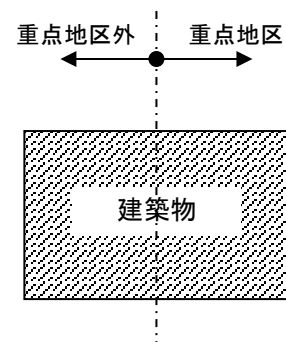
#### (3) 届出等対象行為の解説

##### ■ 建築物等の面積及び高さ



##### ■ 行為が複数の区域にまたがる場合（建築物の場合）

行為が重点地域の内外にわたる場合は、すべての建築物が届出の対象となります。ただし、景観形成基準はそれぞれの地域の基準が適用となります。



建築物の建築等の行為が周辺の景観と調和するよう、景観形成基準を次のとおり定めます。

### (1) 景観形成基準

#### 【美川宮前通り、美川新町西町内】（まちなみ景観形成基準）

一般の建築物の建築などを行う場合		
項目	まちなみ景観形成基準	
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りに面する外壁の壁面の位置、軒線の高さはできるだけまちなみとの調和に努める。</li> <li>3階部分は、道路から出来るだけ後退する。</li> </ul>	
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>階数は、3階建て以下とする。</li> </ul>	
形態・意匠・色彩	屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根とし、色彩は黒系を基調とする。</li> </ul>
	外壁・軒裏	<ul style="list-style-type: none"> <li>木、土、漆喰等伝統的素材に準じた仕上げとする。</li> <li>まちなみと調和した落ち着いた色彩を基調とする。</li> </ul>
	建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちなみと調和した落ち着いた色彩を基調とする。</li> </ul>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りに面する設備機器は、通りからの見え方に配慮する。</li> </ul>
	門塀・垣	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置する場合は、まちなみとの調和に配慮する。</li> </ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路からの見え方に配慮する。</li> </ul>	
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存樹の保存に努める。</li> </ul>	

まちなみに調和した積極的な修景や、保存のための修理を行う場合		
項目	その他の基準	
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁の壁面の位置、軒線の高さは、まちなみに揃えるよう努める。</li> <li>外壁の道路からの後退距離は1階部分は1.5m以下とする。</li> </ul>	
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>階数は、2階建て以下とする。</li> </ul>	
形態・意匠・色彩	屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>角地等を除き、切妻平入り、黒瓦葺きを原則とし、1階には下屋又は庇を設ける。</li> </ul>
	外壁・軒裏	<ul style="list-style-type: none"> <li>木、土、漆喰等伝統的素材を用い、落ち着いた色彩を基調とする。</li> </ul>
	建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りに面する部分の窓、格子等は木製を基本とし、伝統的な様式とする。</li> </ul>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外の設備機器等は、通りから見える位置には設置しない。やむを得ない場合には、目隠しなどを設ける。</li> </ul>
	門塀・垣	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置する場合は、板塀、生垣とする。</li> </ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りから車が直接見えないように建物との一体化を図り、扉は伝統的意匠を基調とする。</li> <li>専用駐車場は、通りに面した部分に板塀、生垣を設置する。</li> </ul>	
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存樹の保存に努め、前庭がある場合、黒松等伝統的まちなみを象徴する樹種を植栽する。</li> </ul>	

【美川宮前通り、美川新町西町内】（景観法に基づかないその他の基準）

一般の建築物の建築などを行う場合	
項目	その他の基準
形態・意匠・色彩 屋外 広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上広告物は、設置しない。</li> </ul>
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、通路、排水施設、道路内の街灯・案内表示板等、その他の付帯施設の日常的な清掃は協議会で行う。</li> </ul>
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の日常的な維持管理は、景観計画書、協定の趣旨を踏まえ、その建築物の所有者、管理者が適切に行う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りに面して自動販売機等を設置しない。</li> </ul>

まちなみに調和した積極的な修景や、保存のための修理を行う場合	
項目	その他の基準
形態・意匠・色彩 屋外 広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>木製看板、のれん等の伝統的意匠素材を基調とする。</li> </ul>
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、通路、排水施設、道路内の街灯・案内表示板等、その他の付帯施設の日常的な清掃は協議会で行う。</li> </ul>
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の日常的な維持管理は、景観計画書、協定の趣旨を踏まえ、その建築物の所有者、管理者が適切に行う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りに面して自動販売機等を設置しない。</li> </ul>

## (2) 基準の解説

### 1) まちなみ景観形成基準

#### 一般の建築物の建築などを行う場合

##### ・高さ

階数は、3階建て以下とする。

##### 【解説】

伝統的なまちなみを特徴つけている地区であることから、周辺のまちなみから突出しないような高さに努めなくてはなりません。

##### ・形態・意匠・色彩

##### 外壁・軒裏

まちなみと調和した落ち着いた色彩を基調とする。

##### 【解説】

伝統的なまちなみを特徴つけている地区であることから、周辺のまちなみと調和した落ち着いた色彩にする必要があります。

##### 設備

通りに面する設備機器は、通りからの見え方に配慮する。

##### 【解説】

伝統的なまちなみを特徴つけている地区であることから、エアコンの屋外機などは、できるだけ通りから直接見えない位置に設置するなどの配慮が必要です。

#### まちなみに調和した積極的な修景や、保存のための修理を行う場合

##### ・高さ

階数は、2階建て以下とする。

##### 【解説】

伝統的なまちなみを特徴つけている地区であることから、周辺まちなみから突出しないように建築物の高さを2階建て以下に努めなくてはなりません。

・形態・意匠・色彩

設備

屋外の設備機器等は、通りから見える位置には設置しない。やむを得ない場合には、目隠しなどを設ける。

【解説】

伝統的なまちなみを特徴つけている地区であることから、エアコンの屋外機などは、できるだけ通りから直接見えない位置に設置するなどの配慮が必要です。通りに面し設置する場合は、目隠しを設けるかまちなみに調和した色彩に合わせるなどの配慮が必要です。

◆美川宮前通り、美川新町西町内まちなみ重点地区整備イメージ



## (1) 様式

- ・ 景観計画区域内における行為の届出書（市規則別記様式第1号）・・・P. 14
- ・ 景観計画区域内における行為の変更届出書（市規則別記様式第2号）・・・P. 16
- ・ 景観計画区域内における行為の通知書（市規則別記様式第3号）・・・P. 17
- ・ 景観まちづくり重点地区内における行為の承認申請書（別紙様式第1号）・P. 19
- ・ チェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 20

## (2) 添付図書

行為の種類	図 書		
	種類	記載内容	備考
建築物の建築等 工作物の建設等	景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況等	
	周辺見取図	1. 方位 2. 道路 3. 目標となる地物 4. 行為の位置	縮尺 2500 分の 1 以上
	配置図	1. 方位 2. 敷地・建築物等の形状及び寸法（求積図） 3. 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置 4. 隣接する道路の位置及び幅員 5. 植栽の位置、種類、高さ及び本数 6. 外構施設の位置、材料及び面積 7. 現況写真の撮影位置及び方向	縮尺 100 分の 1 以上
	立面図	1. 各面の方位及び寸法（外観面積） 2. 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 3. 壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩	彩色及びマンセル値 を表示 縮尺 50 分の 1 以上
	現況写真等	1. 行為の場所及びその周辺の状況 2. 行為後の状況	カラー写真等
	その他図書	1. 景観まちづくり重点地区内における行為の承認書の写し 2. 参考となる事項	

※定められた縮尺で適切に表示できない場合は、規模に応じた縮尺としてください。

行為の種類	図 書		
	種類	記載内容	備考
開発行為（都市 計画法第4条第 12項）	景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況等	
	周辺見取図	1. 方位 2. 道路 3. 目標となる地物 4. 行為の位置	縮尺 2500 分の 1 以上
	現況図	1. 方位 2. 行為の区域 3. 周辺の土地利用の現況及び地形 4. 隣接する道路の位置及び幅員 5. 断面図に係る断面の位置及び方向 6. 現況写真の撮影位置及び方向	縮尺 2500 分の 1 以上
	土地利用計画図	1. 方位 2. 行為後に設置する施設等の位置、種類 及び規模 3. 行為後における植栽等の位置、種類及び 規模 4. 行為中の遮蔽物の位置、種類、構造及び 規模	縮尺 2500 分の 1 以上
	断面図	行為の前後における行為の場所の縦断面 及び横断面	縮尺 1000 分の 1 以上
	現況写真等	1. 行為の場所及びその周辺の状況 2. 行為後の状況	カラー写真等
	その他図書	1. 景観まちづくり重点地区内における行為 の承認書の写し 2. 参考となる事項	

※定められた縮尺で適切に表示できない場合は、規模に応じた縮尺としてください。

### （3）提出部数

正本、副本各 1 部

※行為者に適合通知書をお渡しする際、適合通知書に副本を添付してお渡します。

様式第1号（第5条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

（宛先）白山市長

届出者 住 所  
氏 名  
電話番号

景観法第16条第1項の規定により関係図書を添えて届け出ます。

1	行為の場所		地名及び地番	白山市				
	地域の別		<input type="checkbox"/> 重要地域（ <input type="checkbox"/> 特別地域）（ ） <input type="checkbox"/> 重点地区（ ）					
2	届出対象行為の種類及び設計又は施行方法	(1)建築物の建築等	内 容	新築・増築・改築・移転、外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）				
			用 途					
			区 分	届出部分	既存部分	合 計		
			敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
			建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
			延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
			外観面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
			高 さ	m	m	m		
			色 彩	外 観	色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）			
				屋 根	色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）			
			許可等を取得する他法令の名称					
			(2)工作物の建設等	内 容	新設・増築・改築・移転、外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）			
種 類								
区 分	届出部分	既存部分		合 計				
敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>				
高 さ	m	m		m				
色 彩	色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）							
許可等を取得する他法令の名称								
(3)開発行為	開 発 面 積	擁壁又は法面の高さ及び長さ						
	m <sup>2</sup>	高さ	m	長さ	m			
	許可等を取得する他法令の名称							



(裏)

3 その他の参考事項				
4 景観形成のために特に配慮した事項				
5 行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
6 届出内容の照会先	住 所			
	氏 名		電話	( ) -
※受付欄				
※ 処理年月日	景観形成基準 適合通知	勸 告	公 表	変 更 命 令
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

備考

- 1 届出者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入してください。
- 2 該当する□にレ印を付けてください。また、該当する内容に○印を付けてください。
- 3 ※欄は、記入しないでください。

様式第2号（第5条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）白山市長

届出者 住 所  
氏 名  
電話番号

景観法第16条第2項の規定により関係図書を添えて届け出ます。

1 景観計画区域内における行為の届出書受付番号	年 月 日 第 号			
2 行為の場所	地名及び地番	白山市		
	地域の別	<input type="checkbox"/> 重要地域（ <input type="checkbox"/> 特別地域）（ ） <input type="checkbox"/> 重点地区（ ）		
3 設計又は施行方法の変更の概要	変更前		変更後	
4 変更理由				
※受付欄				
※ 処理年月日	景観形成基準 適合通知	勸 告	公 表	変更命令
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

備考

- 届出者が法人又は団体の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者名を記入してください。
- 該当する□にレ印を付けてください。また、該当する内容に○印を付けてください。
- ※欄は、記入しないでください。

様式第3号（第5条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

（宛先）白山市長

通知者 住 所  
氏 名  
電話番号

白山市景観条例第12条第2項後段の規定により関係図書を添えて通知します。

1	行為の場所	地名及び地番	白山市					
		地域の別	<input type="checkbox"/> 重要地域（ <input type="checkbox"/> 特別地域）（ ） <input type="checkbox"/> 重点地区（ ）					
2	通知対象行為の種類及び設計又は施行方法	(1)建築物の建築等	内 容	新築・増築・改築・移転、外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）				
			用 途					
			区 分	届出部分	既存部分	合 計		
			敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
			建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
			延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
			外観面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
			高 さ	m	m	m		
			色 彩	外 観	色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）			
				屋 根	色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）			
			許可等を取得する他法令の名称					
			(2)工作物の建設等	内 容	新設・増築・改築・移転、外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）			
				種 類				
区 分	通知部分	既存部分		合 計				
敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>				
高 さ	m	m		m				
色 彩	色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ）							
許可等を取得する他法令の名称								
(3)開発行為	開 発 面 積	擁壁又は法面の高さ及び長さ						
	m <sup>2</sup>	高さ	m	長さ	m			
	許可等を取得する他法令の名称							

(裏)

3 その他の参考事項								
4 景観形成のために特に配慮した事項								
5 行為の期間	着手予定日	年	月	日	完了予定日	年	月	日
6 通知内容の照会先	住 所							
	氏 名		電話	( )	—			
※受付欄								

備考

- 1 該当する□にレ印を付けてください。また、該当する内容に○印を付けてください。
- 2 ※欄は、記入しないでください。

# 景観まちづくり重点地区内における行為の承認申請書

令和 年 月 日

(景観まちづくり協議会名)

街づくり協議会

会長 様

(行為者) 住 所

氏 名

私が計画しています下記の行為が、貴 街づくり協議会の計画内容に適合しているか審査していただきたく行為の承認を申請します。

- 1 行為の場所 白山市
- 2 行為着手予定年月日 令和 年 月 日
- 3 行為完了予定年月日 令和 年 月 日
- 4 行為の内容 (内容を具体的に記入)

- 5 添付書類 計画平面図、計画立面図、チェックシート他

## 景観形成基準チェックシート（建築物・工作物）

届出者	
行為の場所	
周辺景観の特性	

### 【美川宮前通り、美川新町西町内】（まちなみ景観形成基準）

一般の建築物の建築などを行う場合		配慮・措置の内容	※適否
項目	まちなみ景観形成基準		
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りに面する外壁の壁面の位置、軒線の高さはできるだけまちなみとの調和に努める。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>3階部分は、道路から出来るだけ後退する。</li> </ul>		
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>階数は、3階建て以下とする。</li> </ul>		
形態・意匠・色彩	屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根とし、色彩は黒系を基調とする。</li> </ul>	
	外壁・軒裏	<ul style="list-style-type: none"> <li>木、土、漆喰等伝統的素材に準じた仕上げとする。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>まちなみと調和した落ち着いた色彩を基調とする。</li> </ul>	
	建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちなみと調和した落ち着いた色彩を基調とする。</li> </ul>	
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りに面する設備機器は、通りからの見え方に配慮する。</li> </ul>	
門塀・垣	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置する場合は、まちなみとの調和に配慮する。</li> </ul>		
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路からの見え方に配慮する。</li> </ul>		
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存樹の保存に努める。</li> </ul>		

### 備考

1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。

まちなみに調和した積極的な修景や、保存のための修理を行う場合		配慮・措置の内容	※適否
項目	その他の基準		
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁の壁面の位置、軒線の高さは、まちなみに揃えるよう努める。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁の道路からの後退距離は1階部分は1.5m以下とする。</li> </ul>		
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>階数は、2階建て以下とする。</li> </ul>		
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>角地等を除き、切妻平入り、黒瓦葺きを原則とし、1階には下屋又は庇を設ける。</li> </ul>	
	外壁・軒裏	<ul style="list-style-type: none"> <li>木、土、漆喰等伝統的素材を用い、落ち着いた色彩を基調とする。</li> </ul>	
	建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りに面する部分の窓、格子等は木製を基本とし、伝統的な様式とする。</li> </ul>	
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外の設備機器等は、通りから見える位置には設置しない。やむを得ない場合には、目隠しなどを設ける。</li> </ul>	
	門塀・垣	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置する場合は、板塀、生垣とする。</li> </ul>	
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りから車が直接見えないように建物との一体化を図り、扉は伝統的意匠を基調とする。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>専用駐車場は、通りに面した部分に板塀、生垣を設置する。</li> </ul>		
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存樹の保存に努め、前庭がある場合、黒松等伝統的まちなみを象徴する樹種を植栽する。</li> </ul>		

#### 備考

1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。

【美川宮前通り、美川新町西町内】（景観法に基づかないその他の基準）

一般の建築物の建築などを行う場合		その他の基準	配慮・措置の内容	※適否
項目				
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	屋外 広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋上広告物は、設置しない。</li> </ul>		
	公共施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路、通路、排水施設、道路内の街灯・案内表示板等、その他の付帯施設の日常的な清掃は協議会で行う。</li> </ul>		
	建築物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物等の日常的な維持管理は、景観計画書、協定の趣旨を踏まえ、その建築物の所有者、管理者が適切に行う。</li> </ul>		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通りに面して自動販売機等を設置しない。</li> </ul>		

まちなみに調和した積極的な修景や、保存のための修理を行う場合		その他の基準	配慮・措置の内容	※適否
項目				
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	屋外 広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 木製看板、のれん等の伝統的意匠素材を基調とする。</li> </ul>		
	公共施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路、通路、排水施設、道路内の街灯・案内表示板等、その他の付帯施設の日常的な清掃は協議会で行う。</li> </ul>		
	建築物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物等の日常的な維持管理は、景観計画書、協定の趣旨を踏まえ、その建築物の所有者、管理者が適切に行う。</li> </ul>		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通りに面して自動販売機等を設置しない。</li> </ul>		

備考

1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。



**6****お問い合わせ・事前相談先**

---

届出等に関するお問い合わせ、事前相談は下記にお願いします。

**■計画に関するお問い合わせ、事前相談**

担 当 課	白山市建設部都市計画課
所 在 地	〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地
電 話 番 号	076-274-9558
F A X 番 号	076-274-4188
電子メール	<a href="mailto:keikaku@city.hakusan.lg.jp">keikaku@city.hakusan.lg.jp</a>